

議案第79号

令和5年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金を下記のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月13日提出

三田市長 田村 克也

記

1 未処分利益剰余金の額

1,096,211,334円

2 未処分利益剰余金の処分の方法

上記1の額のうち、681,432,878円を資本金に組入れ、414,778,456円を建設改良積立金に積み立てる。